

## 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類（物品製造等）の作成の手引き

国立研究開発法人産業技術総合研究所の物品製造等（物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け）の契約に係る競争入札参加者に必要な資格の取得については、次により申請手続きを行ってください。

ただし、全省庁統一資格を有している者については、当所の資格も有しているものとみなしますので、新たに当所の資格を取得する必要はありません。

なお、当所は、国の競争参加者資格申請の受付機関に指定されていないので、当所の資格審査決定を受けても国の競争参加者資格を取得したことにはなりません。

### 1. 申請の方法

一般競争（指名競争）に参加しようとする者は、申請（受付）期間に、申請（受付）場所あて、次号に掲げる申請書等の関係書類を郵送、持参または電子メールにて提出してください。

#### 1-1 申請(受付)期間

定期審査申請：令和7年1月6日から令和7年1月31日まで（土、日曜日及び祝日を除く）

資格の有効期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

随時審査申請：令和7年2月3日から（土、日曜日及び祝日を除く）

資格の有効期間：資格を付与した日から令和10年3月31日まで

※希望する調達案件の入札に間に合うよう、2-3週間程度、余裕をもってお早めに申請してください。

#### 1-2 申請(受付)場所（令和7年1月1日現在）

〒305-8560 茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央事業所 本部情報棟 6階

国立研究開発法人産業技術総合研究所 総務本部 調達部 調達管理室

TEL：029-861-2030

e-mail：[cho-hacchu-ml@aist.go.jp](mailto:cho-hacchu-ml@aist.go.jp)

受付時間：9時00分から17時15分まで（土、日曜日及び祝日を除く）

#### 1-3 資格申請の要件

##### (1) 資格審査が受理されない場合

下記のような申請の場合、申請受付ができませんので、ご注意ください。

①書類不備

②申請者の対応不備

申請者が受付・審査担当者からの申請内容の不備の確認に対応しない場合

##### (2) 各法人・個人事業主に1資格

1つの法人・個人事業主に対し1資格として資格決定通知書を発行するため、支店や営業所での申請は受理できません。

登記事項証明書及び納税証明書で確認できる本社（本店）の商号（屋号）で申請を受けてください。

〈受理できない事例〉

①支店や営業所等からの申請

（例）〇〇商事株式会社 筑波支店

②医療法人に所属する各病院等からの申請

(例) 医療法人〇〇会に所属する〇〇病院や〇〇クリニック等  
 ※株式会社等という営業所の扱いとなります。

③学校法人の各学校等からの申請

学校法人に所属する各病院、各学校の場合

(例) 学校法人〇〇大学に所属する〇〇大学付属病院、学校  
 ※株式会社等という営業所の扱いとなります。

## 1-4 審査結果

資格審査結果は、申請者に「資格決定通知書」の発行により通知（郵送）します。

## 2. 申請者が提出する書類

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）（様式第2号）
- (2) 添付書類（※詳細については、7ページ：4-2 を参照）

業者種別	添付書類一覧
法人	①営業経歴書 ②登記事項証明書の写し ※履歴事項全部証明書 ③財務諸表類（1年分） ※試算表等や連結財務諸表類は不可 ④納税証明書（その2）の写し ⑤納税証明書（その3又はその3の3）の写し ⑥委任状 ※行政書士等の代理申請による場合
個人	①営業経歴書 ②財務諸表類（1年分）※申請日直前1年以内に税務署に提出した、「所得税青色申告決算書（青色申告）」または「その他確定申告書（白色申告）」 ③納税証明書（その2）の写し ④納税証明書（その3又はその3の2）の写し ⑤委任状 ※行政書士等の代理申請による場合

※公的機関が発行する書類（登記事項証明書及び納税証明書）については、発行日から受付到着まで3か月以内のものに限ります。

## 3. 申請書類の作成方法

### 3-1 注意事項

- (1) 申請書は、黒のボールペン等で、わかりやすく丁寧に記入してください。申請書へ直接入力しても結構です。
- (2) 記入事項は、申請日現在で記入してください。また、決算に関する事項については、申請日以前の直近のものを原則とし、金額は千円単位（百円以下を四捨五入）で記入してください。
- (3) フリガナの欄は、カタカナで記入してください。
- (4) 添付書類のうち公的機関が発行する書類については、受付到着時点で発行日から3か月以内のものに限ります。
- (5) 添付書類のうち諸証明書については、複写機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しでも可能です。
- (6) 添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記入の事実を確認できる他の書類をもって代えることができます。
- (7) 申請書類は、すべてA4版とし、それより大きいもの又は小さいものについては、拡大又は縮小して

ださい。なお、提出方法は申請書類上部をクリップ留めとし、ファイルは不要です。

### 3-2 外国の事業者が申請する場合

- (1) 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができます。
- (2) 申請書の「住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。
- (3) 登記事項証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。
- (4) 申請書は日本語で作成するとともに、添付書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。
- (5) 申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率（別表2：参考）により換算した金額を記入してください。

## 4. 物品製造業者等の申請書の作成方法及び添付書類

### 4-1 申請書（様式第2号）の作成方法

- (1) 「02 住所」から「09 E-MAIL」までの各欄は、次により左詰め（「05 適格組合証明」を除く）で記入してください。

- ① 「02 住所」欄及び「03 商号又は名称」欄は、登記されているものをご記入ください。

「02 住所」欄の都道府県名及び「03 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナを記入する必要はありません。また、「丁目」、「番地」は「-（ハイフン）」により記入してください。なお、外国事業者が申請する場合は、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。

(例) ツバシウガノ

茨城県つくば市梅園1-1-1

- ② 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する場合、各地方の経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。ただし、申請時の優遇措置（組合に所属する個人や団体の売上実績の合算等）を受けず、組合単体で申請する場合、記入は不要です。

- ③ 「06 代表者氏名」及び「07 担当者氏名」欄については、姓と名の間は1文字分あけてください。

(例) サノヲ 知

産総 太郎

- ④ 「08 電話番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は使用しないでください。「09 E-MAIL」欄については、当所からの連絡に対応できるアドレスを記載してください。

(例) 029-862-6××3

- (2) 「10 主たる事業の種類」欄については、営業実績の割合等から主たる事業の種類のいずれか1種類を選択して当該アルファベット1つのみに○印を付けてください。「11 希望する資格の種類等」と同一でなくても問題ありません。

- ① 「1. 物品の製造」……「日本標準産業分類」の大分類E-製造業をいいます。

a. ゴム製品      b. その他

② 「2. 物品の販売」……「日本標準産業分類」の大分類 I－卸売業・小売業をいいます。

c. 卸売 d. 小売

③ 「3. 役務の提供等」……「日本標準産業分類」の大分類：F－電気・ガス・熱供給・水道業、G－情報通信業、H－運輸業、郵便業、J－金融業・保険業、K－不動産業、物品賃貸業、L－学術研究、専門・技術サービス業、M－宿泊業、飲食サービス業、N－生活関連サービス業、娯楽業、O－教育、学習支援業、P－医療、福祉、Q－複合サービス事業、R－サービス業（他に分類されないもの）をいいます。

e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業 f. 旅館業

g. サービス業 h. その他

④ 「4. 物品の買受け」…… i. 立木竹 j. その他

(3) 「11 希望する資格の種類等」欄については、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」、「物品の買受け」のうち、希望する資格の種類を選択（複数選択可能）し、□に○印を付けてください。次に、選択した資格の種類ごとに扱っている営業品目を選択（複数選択可能）し、□に○印を付けてください。なお、営業品目の具体的事例は「別表1」のとおりです。

(4) 「12 製造・販売等実績」欄については、財務諸表類の損益計算書に記載されている「売上高」の金額を「①直前々年度分決算」及び「②直前年度分決算」の欄に、千円単位（百円以下四捨五入）で記入してください。

「③前2か年間の平均実績高」欄は、「①」と「②」の金額の平均を、千円単位（百円以下四捨五入）で記入してください。

※「直前年度分決算」とは、申請日より前に確定した直前の1事業年度分の決算のことです。

※「直前々年度分決算」とは、直前年度よりさらに1年前の1事業年度分の決算のことです。

※事業が建設工事の場合は、損益計算書の売上高の科目が「完成工事高」、「兼業事業売上高」等に分けられている際は、「兼業事業売上高」の金額を記入してください。

※個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業にかかわるものに限る。）を含めた実績を記入してください。

※公益法人等にあつては、補助金収入・金利収入等の株式会社等という営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国の受託事業は除く）のみを記入してください。

※適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれの実績（申請をする事業と同じものに限る。）の合計を記入してください。

※新規設立法人等で決算実績が2事業年度（12か月×2か年度）分の決算実績がない場合は、以下のように記入してください。

(a) 「直前々年度分決算」がなく、「直前年度分決算」が12か月分または12か月に満たない月数の場合

「②直前年度分決算」の欄に当該年度の「売上高」を記入し、さらに同じ数値を「③前2か年間の平均実績高」の欄に記入してください。

(b) 「直前々年度分決算」が12か月分ない場合

「①直前々年度分決算」の欄と「②直前年度分決算」の欄にそれぞれの年度の金額を記入してください。「③前2か年間の平均実績高」の欄には、以下の計算で求められる数値を記入してください。

決算額の合計 (①+②) ÷ 決算機関の延べ月数 × 12か月

(例) 「①直前々年度分決算」 ……9,000千円 (決算期間: 令和5年8月から令和6年3月までの8か月間)

「②直前年度分決算」 ……15,000千円 (決算期間: 令和6年4月から令和7年3月までの12か月間)

「③前2か年間の平均実績高」

= (9,000千円+15,000千円) ÷ (8+12)か月 × 12か月 = 14,400千円

(5) 「13 自己資本額」については、自己資本額の合計が、直前年度分決算の貸借対照表にある純資産合計および賞味財産合計金額となるように記入します。

なお、株式会社等の場合は①、公益法人等の場合は②、個人の場合は③を参照してください。また、適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの値の合計額を記入してください。

①株式会社等 (組合も含む) の場合

区分	直前決算時 (1) (千円)	決算後の増減額 (2) (千円)	合計 (3) (千円)
①払込資本金	貸借対照表の資本金、出資金	決算後に登記事項証明書で増資した金額	(1) + (2)
(うち外国資本)	(外国資本金額)		(外国資本金額)
②準備金・積立金	貸借対照表の純資産合計から①(1)と③(1)の合計を引いた残りの金額		(1)
③次期繰越利益 (欠損) 金	繰越利益剰余金又は当期末処分剰余金		(1)
④計	貸借対照表の純資産合計	上記の合計	上記の合計

②公益法人 (特例民法法人、医療法人、学校法人、NPO法人) 等の場合

区分	直前決算時 (1) (千円)	決算後の増減額 (2) (千円)	合計 (3) (千円)
①払込資本金	(1)	記入不要	(1)
(うち外国資本)	記入不要	記入不要	記入不要
②準備金・積立金	(2)	記入不要	(2)
③次期繰越利益 (欠損) 金	(3)	記入不要	(3)
④計	(4)	記入不要	(5)

記入項目確認表

	貸借対照表	正味財産増減計算書	財産目録	登記事項証明書
(1)	【資本金】 or 【正味財産】		資本金	
(2)	(4) - (1)			
(3)	当期正味財産増加 (減少) 額	当期正味財産増加 (減少) 額		
(4)	正味財産 - (資本金 + 利益)	前期繰越正味財産合計額		
(5)	期末正味財産合計額	期末正味財産合計額		資産総額

※指定正味財産にあたる、補助金・寄付金は資本に含まれるため計上可能です。

※学校法人の場合、基本金の部と消費収支差額の部合計と合致するよう記入してください。

※貸借対照表が資本の部という表記であれば、株式会社同様に資本の部合計額が自己資本合計と合致するよう記入してください。

### ③個人の場合

所得税の青色申告決算書（以下、「青色申告」という。）を添付している場合、貸借対照表（資産負債調）を確認して、下記の式により自己資本額を記入してください。

$$\text{自己資本額} = (\text{事業主借入} + \text{元入金} + \text{青色申告特別控除前の所得金額}) - \text{事業主貸}$$

※税務署に貸借対照表（資産負債調）を提出しない場合、次期繰越利益（欠損）金以外の各項目に「0」を記入してください。

区分	直前決算時 (1) (千円)		決算後の増減額 (2) (千円)		合計 (3) (千円)	
	①払込資本金 (うち外国資本)	元入金		記入不要		元入金
	記入不要		記入不要		記入不要	
②準備金・積立金	事業主借－事業主貸		記入不要		事業主借－事業主貸	
③次期繰越利益（欠損）金	青色申告特別控除前の所得金額		記入不要		青色申告特別控除前の所得金額	
④計	上記の合計		記入不要		上記の合計	

(6) 「14 外資状況」欄については、外国資本がおおむね50%を越える場合に記入してください。

①本社（本店）が海外にある場合は、「1 外国籍会社 [国名： ]」に国名を記入してください。なお、複数の国の合計で外国資本が100%の場合、代表国を1か国記入してください。日本支店の登記がある会社も含まれます。

②本社（本店）が日本にあるが、外国企業等が全額出資している場合は、「2 日本国籍会社 [国名： ]」に国名を記入してください。なお、複数の国で外国資本が100%の場合、代表国を1か国記入してください。

③本社（本店）が日本にあるが、一部外国資本の会社である場合は、「3 日本国籍会社 [国名： ] (比率： %)」に国名及び比率を記入してください。

(7) 「15 経営状況」欄の「流動資産 ( 千円)」及び「流動負債 ( 千円)」に、直前年度分決算の貸借対照表の流動資産・流動負債を記入してください。また、流動比率（小数点以下第2位を四捨五入）も記入してください。

※流動資産に正の金額があり流動負債が「0」の場合や、流動比率が1,000%を超えるものは、流動比率の欄に999%と記入してください。

※流動資産及び流動負債がマイナスの場合は「0」と記入してください。

※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの値の平均値を記入してください。

(8) 「16 営業年数」欄については、会社設立後の営業年数を満年数で記入してください。

※途中、休業期間がある場合は、その分を差し引いてください。

※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの値の平均値を記入してください。

(9) 「17 常勤職員の人数」欄については、常勤職員の人数を記入してください。

※パート・アルバイト等の労働者は含みません。

※常勤役員の数も含みます。

※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの値の合計人数を記入してください。

- (10) 「18 設備の額」欄については、前記「11 希望する資格の種類等」で「物品の製造」を選択した場合のみ記入してください。

財務諸表類の貸借対照表の「有形固定資産」（減価償却後の額）より、「①機械装置類」欄には、機械装置の金額を、「②運搬具類」欄には、車両運搬具の金額を、「③工具その他」欄には、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定並びにその他の金額（土地、建物（その付帯設備を含む。）は含まないこと。）を記入してください。

※設備にリース資産を計上する場合は、任意に会社で作成している、減価償却に関する明細書や設備とリース残高がわかる書類を添付してください。ただし、貸借対照表に計上されていないリース資産がある場合、別途明細があってもその金額は計上できません。

※適格組合にあっては、組合及び構成組合員の合計額を記入してください。

- (11) 「19 主な設備内容」欄については、前記「11 希望する資格の種類等」で「物品の製造」を選択した場合は、必ず当該業種に係る自社の主要設備をできるだけ詳細（品名及び台数）に記入してください。なお、上記(12)が“0”の場合は理由を記入してください。

※リース資産の設備には機械設備等の名称の後ろに（リース）と記入してください。

## 4-2 添付書類

### (1) 営業経歴書

営業経歴書とは、申請者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記入を含んだ書類です（上記内容が記入されていれば、パンフレット等でも可）。申請日前1年以内に作成したものを提出してください。

### (2) 登記事項証明書（法人の場合）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録された事項の証明書です。（履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書）

### (3) 財務諸表類

（法人の場合）

申請者が自ら及び会計士等が作成した直前1年間の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書や正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録等です。

※試算表等や連結財務諸表類は認められません。

※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください。

（個人の場合）

申請者自らが作成した独自書式の財務諸表ではなく、税務署への確定申告時の書類で、青色申告や青色申告以外の確定申告書です。

※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください。

### (4) 納税証明書

（法人の場合）

・その2（「法人税」の所得金額を証明するもの）

※納税証明書その2の事業年度が、最新の決算書の期間と一致するように取得してください。

※新設法人や公益法人等の理由により納税証明書その2が取得できない場合は、申請の際その旨申告してください。

・その3又はその3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がない証明がされているもの）

※未到来の納付期限の但し書きが本文中にある場合でも、納税証明書が提出できれば、申請時点で未納がないことの証明がなされているので、添付書類として扱います。

ただし、納付期限が申請日に近く（2週間を目安）、資格審査受付時点で納付期限を過ぎてしまうことが予想される場合は、納付後に納税証明書を取得してください。

（個人の場合）

・その2（「申告所得税又は申告所得税及復興特別所得税」の所得金額を証明するもの）

※納税証明書その2の年分が、最新の確定申告書の年分と一致するように取得してください。

※納付すべき税額が無い等の理由により納税証明書その2が取得できない場合は、申請の際その旨申告してください。

・その3又はその3の2（「所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がない証明がされているもの）

※未到来の納付期限の但し書きが本文中にある場合でも、納税証明書が提出できれば、申請時点で未納がないことの証明がなされているので、添付書類として扱います。

ただし、納付期限が申請日に近く（2週間を目安）、資格審査受付時点で納付期限を過ぎてしまうことが予想される場合は、納付後に納税証明書を取得してください。

※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれに係る納税証明書を添付してください。

（5）委任状

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を提出してください。

## **5 参加できる競争契約の範囲**

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、物品製造等に係る契約のうち登録の資格に係る契約です。



別表 1

## 「営業品目の具体的事例」

資格の種類	営業品目	説明（具体的事例）
物品の製造 （物品の販売も同様）	(1) 衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、礼服、寝具、テント、シート、絨毯、カーペット、タオル等
	(2) ゴム・皮革・プラスチック製品類	ゴム、タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
	(3) 窯業・土石製品類	茶碗、湯呑、皿、ガラス、陶磁器等
	(4) 非鉄金属・金属製品類	非鉄金属、金属、アルミ、銅、ステンレス、チタン、ニッケル、鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄、鉛管、ビニール管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
	(5) フォーム印刷	フォーム印刷（単票、伝票、連続、複写、ミシン加工、ビジネス帳票等）
	(6) その他印刷類	シルクスクリーン、シール、パンフレット、はがき、ハンドブック、オフセット印刷、軽印刷等
	(7) 図書類	美術、活版、グラビア、雑誌、本、DVD、CD、図書、刊行物、映像ソフト、書籍、新聞等
	(8) 電子出版物類	電子出版、PDF、電子書籍、CD-ROM、DVD-ROM等
	(9) 紙・紙加工品類	ポスター、パンフレット、はがき、DM、用紙、再生紙、ハンドブック、製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
	(10) 車両類	自動車、自動二輪、自転車、乗用車、公用車、貨物自動車、消防車、救急車、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター等
	(11) その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
	(12) 船舶類	大型船舶、小型船舶、ヨット、カヌー、船舶用機械、船舶部品、漁業船、調査船、ボート等
	(13) 燃料類	車輛燃料、ガソリン、軽油、灯油、ガス、薪、炭等
	(14) 家具・什器類	什器、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子、箆笥等
	(15) 一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、溶接、集塵、クレーン、印刷事業用機械器具等
	(16) 電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、無線機、蓄電池、発電機、遠方監視装置、レーダー雨量装置、短波、長波、携帯電話、PHS等

資格の種類	営業品目	説明（具体的事例）
	(17) 電子計算機類	パソコン、電卓、計算機、サーバ、ハードディスク、メモリ、光学ドライブ、汎用ソフトウェア等
	(18) 精密機器類	X線、計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、質量測定機器、光学機器等
	(19) 医療用機器類	医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、MRI、AED、介護機器、福祉機器医療用ベット等
	(20) 事務用機器	細断機、複写機、穿孔機等
	(21) その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
	(22) 医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
	(23) 事務用品類	事務用品、文具等
	(24) 土木・建設・建築材料	セメント、生コン、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、建築金物、スノーポール等
	(25) 警察用装備品類	制服、衛服、警報装置、警棒、手錠、警察手帳、銃器関係類、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用品
	(26) 防衛用装備品類	制服、防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通信電子機器等、防衛用航空機用機器等、防衛用船舶用機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生器材等、救命胴衣、防衛用その他機器等
(27) その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他	
役務の提供等	(1) 広告・宣伝	広告、宣伝、番組製作、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
	(2) 写真・製図	写真撮影、製図、設計、図面、製本等
	(3) 調査・研究	調査、研究、計量、計測、証明、統計、市場、交通、シンクタンク、文化財調査、検査、測量等
	(4) 情報処理	情報処理、入力、データ作成、バックアップ、システム保守、ソフトウェア保守、統計、集計、データエントリー、媒体変換等
	(5) 翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
	(6) ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発、WEBシステム構築、ネットワーク、オペレーション等
	(7) 会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、会場、イベント、設営等
	(8) 賃貸借	事務、パソコン、機器、自動車、植物、動物、情報機器、医療機器、イベント用品、建物、寝具、植木、物品等

資格の種類	営業品目	説明（具体的事例）
	(9) 建物管理等各種保守管理	管理、建物保守、監視、清掃、造園、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
	(10) 運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
	(11) 車両整備	自動車、車両、航空機、ヘリコプター等の整備
	(12) 船舶整備	船舶の整備
	(13) 電子出版	電子出版、CD-ROM、DVD-ROM製作等
	(14) 防衛用装備品類の整備	防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通信電子機器等、防衛用航空機用機器等、防衛用船舶用機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生器材等、防衛用その他機器等の整備
	(15) その他	医事業務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託、その他
物品の買受け	(1) 立木竹	
	(2) その他	鉄屑回収、古紙回収、国有地買い取り、車両等買い取り等

別表2（参考）

○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件

（令和5年12月26日財務省告示第321号）

（令和6年4月1日適用）

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、令和六年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和四年十二月財務省告示第三百三十四号）は、同日から廃止する。

令和五年十二月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

- 一 アメリカ合衆国通貨 一ドルにつき本邦通貨一三九円
- 二 欧州経済通貨統合参加国通貨 一ユーロにつき本邦通貨一四九円
- 三 スウェーデン通貨 一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一三円
- 四 ブラジル通貨 一リアルにつき本邦通貨二七円
- 五 ウルグアイ通貨 一〇〇ウルグアイ・ペソにつき本邦通貨三五八円
- 六 インド通貨 一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一六九円
- 七 パキスタン通貨 一〇〇パキスタン・ルピーにつき本邦通貨五二円
- 八 タイ通貨 一〇〇バーツにつき本邦通貨三九九円
- 九 ミャンマー通貨 一、〇〇〇チャットにつき本邦通貨六六円
- 十 カナダ通貨 一カナダ・ドルにつき本邦通貨一〇三円
- 十一 メキシコ通貨 一〇〇メキシコ・ペソにつき本邦通貨七六九円
- 十二 ペルー通貨 一ソルにつき本邦通貨三七円
- 十三 インドネシア通貨 一〇、〇〇〇ルピアにつき本邦通貨九一円
- 十四 英国通貨 一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一七二円
- 十五 中華人民共和国通貨 一元につき本邦通貨二〇円
- 十六 スイス通貨 一スイス・フランにつき本邦通貨一五三円
- 十七 スリランカ通貨 一〇〇スリランカ・ルピーにつき本邦通貨四二円
- 十八 アルゼンチン通貨 一〇〇アルゼンチン・ペソにつき本邦通貨五八円
- 十九 大韓民国通貨 一〇〇ウォンにつき本邦通貨一一円
- 二十 フィリピン通貨 一〇〇フィリピン・ペソにつき本邦通貨二四九円
- 二十一 オーストラリア通貨 一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨九三円
- 二十二 トルコ通貨 一〇〇トルコ・リラにつき本邦通貨六三円
- 二十三 ドミニカ共和国通貨 一〇〇ドミニカ・ペソにつき本邦通貨二五〇円
- 二十四 チリ通貨 一〇〇チリ・ペソにつき本邦通貨一七円
- 二十五 ニュージーランド通貨 一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨八六円
- 二十六 ラオス通貨 一〇、〇〇〇キップにつき本邦通貨七七円
- 二十七 エジプト通貨 一〇〇エジプト・ポンドにつき本邦通貨四七円
- 二十八 セルビア通貨 一〇〇セルビア・ディナールにつき本邦通貨一二七円
- 二十九 ノルウェー通貨 一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一三円
- 三十 デンマーク通貨 一デンマーク・クローネにつき本邦通貨二〇円

- 三十一 南アフリカ共和国通貨 ー〇〇ランドにつき本邦通貨七六一円
- 三十二 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 ー香港・ドルにつき本邦通貨一八円
- 三十三 マレーシア通貨 ーリングにつき本邦通貨三一円
- 三十四 キューバ通貨 ー〇〇キューバ・ペソにつき本邦通貨五八四円
- 三十五 コスタリカ通貨 ー〇〇コスタリカ・コロンにつき本邦通貨二五円
- 三十六 パナマ通貨 ーバルボアにつき本邦通貨一三九円
- 三十七 ベネズエラ通貨 ー〇〇ボリバル・ソベラノにつき本邦通貨五六五円
- 三十八 ボリビア通貨 ーボリヴィアーノにつき本邦通貨二〇円
- 三十九 イラン通貨 ー〇〇、〇〇〇リアルにつき本邦通貨三七円
- 四十 ナイジェリア通貨 ー〇〇ナイラにつき本邦通貨二四円
- 四十一 ケニア通貨 ー〇〇ケニア・シリングにつき本邦通貨一〇三元
- 四十二 ホンジュラス通貨 ー〇〇レンピラにつき本邦通貨五六四円
- 四十三 エルサルバドル通貨 ーエルサルバドル・コロンにつき本邦通貨一六円
- 四十四 コロンビア通貨 ー、〇〇〇コロンビア・ペソにつき本邦通貨三一円
- 四十五 アフガニスタン通貨 ー〇〇アフガニーにつき本邦通貨一六二円
- 四十六 イラク通貨 ー〇〇イラク・ディナールにつき本邦通貨一〇円
- 四十七 シリア通貨 ー、〇〇〇シリア・ポンドにつき本邦通貨二二円
- 四十八 レバノン通貨 ー、〇〇〇レバノン・ポンドにつき本邦通貨九二円
- 四十九 コンゴ民主共和国通貨 ー、〇〇〇コンゴ・フランにつき本邦通貨六三円
- 五十 イスラエル通貨 ーシェケルにつき本邦通貨三八円
- 五十一 グアテマラ通貨 ーケッツアルにつき本邦通貨一八円
- 五十二 ニカラグア通貨 ー〇〇コルドバにつき本邦通貨三八二円
- 五十三 エチオピア通貨 ー〇〇ブルにつき本邦通貨二五四円
- 五十四 モロッコ通貨 ーディラムにつき本邦通貨一四円
- 五十五 ハイチ通貨 ー〇〇グルドにつき本邦通貨九七円
- 五十六 エクアドル通貨 ーエクアドル・ドルにつき本邦通貨一三九円
- 五十七 パラグアイ通貨 ー、〇〇〇ガラニにつき本邦通貨一九円
- 五十八 サウジアラビア通貨 ーリヤールにつき本邦通貨三七円
- 五十九 ヨルダン通貨 ーヨルダン・ディナールにつき本邦通貨一九六円
- 六十 スーダン通貨 ー〇〇スーダン・ポンドにつき本邦通貨二三円
- 六十一 バチカン通貨 ーバチカン・ユーロにつき本邦通貨一四九円
- 六十二 ロシア通貨 ー〇〇ルーブルにつき本邦通貨一七五円
- 六十三 ネパール通貨 ー〇〇ネパール・ルピーにつき本邦通貨一〇五円
- 六十四 ポーランド通貨 ーズロティにつき本邦通貨三二円
- 六十五 チェコ通貨 ー〇〇コルナにつき本邦通貨六二三円
- 六十六 アイスランド通貨 ーアイスランド・クローネにつき本邦通貨一〇〇円
- 六十七 チュニジア通貨 ーチュニジア・ディナールにつき本邦通貨四五円
- 六十八 リビア通貨 ーリビア・ディナールにつき本邦通貨二九円
- 六十九 ガーナ通貨 ーガーナ・セディにつき本邦通貨一三円
- 七十 ハンガリー通貨 ー〇〇フォリントにつき本邦通貨三九円
- 七十一 セネガル通貨 ー〇〇CFAフランにつき本邦通貨二三円
- 七十二 クウェート通貨 ークウェート・ディナールにつき本邦通貨四五二円
- 七十三 アルジェリア通貨 ー〇〇アルジェリア・ディナールにつき本邦通貨一〇〇円

- 七十四 コートジボワール通貨 ー〇〇CFAフランにつき本邦通貨二三円  
七十五 ルーマニア通貨 ーレイにつき本邦通貨三〇円  
七十六 シンガポール通貨 ーシンガポール・ドルにつき本邦通貨一〇三円  
七十七 タンザニア通貨 ー、〇〇〇タンザニア・シリングにつき本邦通貨五八円  
七十八 ブルガリア通貨 ーレヴにつき本邦通貨七六円  
七十九 マダガスカル通貨 ー、〇〇〇アリアリにつき本邦通貨三二円  
八十 ザンビア通貨 ー〇〇クワチャにつき本邦通貨七三一円  
八十一 ガボン通貨 ー〇〇CFAフランにつき本邦通貨二三円  
八十二 バングラデシュ通貨 ー〇〇タカにつき本邦通貨一三二円  
八十三 モンゴル通貨 ー、〇〇〇トウグリクにつき本邦通貨四〇円  
八十四 ベトナム通貨 ー〇、〇〇〇ドンにつき本邦通貨五八円  
八十五 アラブ首長国連邦通貨 ーディルハムにつき本邦通貨三八円  
八十六 カタール通貨 ーカタール・リヤールにつき本邦通貨三八円  
八十七 パプアニューギニア通貨 ーキナにつき本邦通貨三九円  
八十八 トリニダード・トバゴ通貨 ートリニダード・トバゴ・ドルにつき本邦通貨二一円  
八十九 ジャマイカ通貨 ー〇〇ジャマイカ・ドルにつき本邦通貨九三円  
九十 ギニア通貨 ー、〇〇〇ギニア・フランにつき本邦通貨一六円  
九十一 イエメン通貨 ー〇〇イエメン・リアルにつき本邦通貨二七円  
九十二 ウガンダ通貨 ー、〇〇〇ウガンダ・シリングにつき本邦通貨三七円  
九十三 フィジー通貨 ーフィジー・ドルにつき本邦通貨六二円  
九十四 オマーン通貨 ーオマーン・リアルにつき本邦通貨三六一円  
九十五 ソロモン通貨 ーソロモン・ドルにつき本邦通貨一七円  
九十六 ブルネイ通貨 ーブルネイ・ドルにつき本邦通貨一〇三円  
九十七 バーレーン通貨 ーバーレーン・ディナールにつき本邦通貨三六九円  
九十八 カメルーン通貨 ー〇〇CFAフランにつき本邦通貨二三円  
九十九 カンボジア通貨 ー、〇〇〇リエルにつき本邦通貨三四円  
百 ウクライナ通貨 ー〇〇フリヴニャにつき本邦通貨三六二円  
百一 ウズベキスタン通貨 ー、〇〇〇ソムにつき本邦通貨一二円  
百二 カザフスタン通貨 ー〇〇テンゲにつき本邦通貨三〇円  
百三 ベラルーシ通貨 ーベラルーシ・ルーブルにつき本邦通貨四八円  
百四 モザンビーク通貨 ー〇〇メティカルにつき本邦通貨二一八円  
百五 ミクロネシア通貨 ーミクロネシア・ドルにつき本邦通貨一三九円  
百六 マーシャル通貨 ーマーシャル・ドルにつき本邦通貨一三九円  
百七 ボスニア・ヘルツェゴビナ通貨 ーコンヴェルティビルナ・マルカにつき本邦通貨七六円  
百八 パラオ通貨 ーパラオ・ドルにつき本邦通貨一三九円  
百九 アゼルバイジャン通貨 ーアゼルバイジャン・マナトにつき本邦通貨八二円  
百十 タジキスタン通貨 ータジキスタン・ソモニにつき本邦通貨一三円  
百十一 東ティモール通貨 ー東ティモール・ドルにつき本邦通貨一三九円  
百十二 キルギス通貨 ー〇〇キルギス・ソムにつき本邦通貨一六〇円  
百十三 アンゴラ通貨 ー〇〇クワンザにつき本邦通貨二二円  
百十四 トルクメニスタン通貨 ートルクメニスタン・マナトにつき本邦通貨四〇円  
百十五 ボツワナ通貨 ープラにつき本邦通貨一〇円  
百十六 マラウイ通貨 ー〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨一三円

- 百十七 マリ通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二三円
- 百十八 トンガ通貨 一パ・アンガにつき本邦通貨五九円
- 百十九 ジョージア通貨 一ラリにつき本邦通貨五三円
- 百二十 ブルキナファソ通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二三円
- 百二十一 モーリタニア通貨 一〇〇ウギアにつき本邦通貨三八三円
- 百二十二 ベナン通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二三円
- 百二十三 ルワンダ通貨 一〇〇ルワンダ・フランにつき本邦通貨一二円
- 百二十四 ジブチ通貨 一〇〇ジブチ・フランにつき本邦通貨七八円
- 百二十五 南スーダン通貨 一〇〇南スーダン・ポンドにつき本邦通貨一六円
- 百二十六 サモア通貨 サモア・タラにつき本邦通貨五一円
- 百二十七 アルメニア通貨 一〇〇ドラムにつき本邦通貨三六円
- 百二十八 ナミビア通貨 一〇〇ナミビア・ドルにつき本邦通貨七六二円
- 百二十九 モルディブ通貨 一〇〇ルフィヤにつき本邦通貨九一四円
- 百三十 バルバドス通貨 一バルバドス・ドルにつき本邦通貨六九円
- 百三十一 モルドバ通貨 一〇〇モルドバ・レイにつき本邦通貨七五五円
- 百三十二 モーリシャス通貨 一〇〇モーリシャス・ルピーにつき本邦通貨三〇八円
- 百三十三 アルバニア通貨 一〇〇レクにつき本邦通貨一三四円
- 百三十四 北マケドニア共和国通貨 一〇〇デナルにつき本邦通貨二四二円
- 百三十五 バヌアツ通貨 一〇〇バツにつき本邦通貨一一六円
- 百三十六 ベリーズ通貨 一ベリーズ・ドルにつき本邦通貨六九円
- 百三十七 セーシェル通貨 一〇〇セーシェル・ルピーにつき本邦通貨九九八円
- 百三十八 エリトリア通貨 一〇〇ナクファにつき本邦通貨九二二円
- 百三十九 キリバス通貨 一キリバス・ドルにつき本邦通貨九三円
- 百四十 ニューカレドニア通貨 一〇〇パシフィック・フランにつき本邦通貨一一六円

○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件  
(令和6年3月22日財務省告示第81号)  
(令和6年4月1日適用)

出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(令和五年十二月財務省告示第三百二十一号)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十二日  
財務大臣 鈴木 俊一

四十八中「一、〇〇〇レバノン・ポンドにつき本邦通貨九二円」を「一〇、〇〇〇レバノン・ポンドにつき本邦通貨九三円」に改める。